

危 險 物 取 扱 規 程

令和6年 10月 1日

牛 深 ～ 蔵之元 航路
(九州 2051)

三 和 商 船 株 式 会 社

危険物取扱規程目次

三和船株式会社

第 1 章	総 則
第 2 章	積み卸し作業
第 3 章	船 長
第 4 章	積 付 方 法
第 5 章	運送中の措置
第 6 章	その他の注意禁止事項
第 7 章	混 載 禁 止
第 8 章	標 識
第 9 章	運 航 時 間
第 10 章	事 故 処 理
第 11 章	事 故 報 告

第1章 総 則

この規程は、安全管理規程及び作業基準に基づき牛深～蔵之元航路の危険物取扱基準を明確にし、もって船舶積載時における危険物輸送の作業の安全を確保することを目的とする。

- 第1条 危険物を積載した車両を航送船に積載し、輸送する場合は安全運航に留意すると共に、本規程の規則による他「危険物船舶輸送及び貯蔵規則並びに関係告示」の規程を遵守すること。
- 第2条 船長は危険物取扱に記載された事項を当該船舶の乗組員及び当該作業を行う作業員に周知させ、かつ遵守させなければならない。

第2章 積み卸し作業

危険物積載車両の積卸しについては、以下各項のとおりにおこなうこと。

- 第3条 車両の積み卸しのときは船長又はその職務代行者の立会のうで行うこと。
- 第4条 引火性液体及び高压ガス積載車の積み卸しについては、当該車両に取り付けてある弁、その他の閉鎖装置が完全であるかどうかを確認すること。
- 第5条 積み卸し作業中及び積み付け終了に尽いても、当該車両1台につき2個以上の持ち運び消火器等を準備し直ちに使用できるようにしておくこと。
- 第6条 積み卸し中は、電灯以外の照明の使用を禁止し、積載場所では防爆型の懐中電灯を使用すること。
- 第7条 特に火気の取扱には注意し、作業中のマッチ、むき出しの鉄製工具、その他火花を発しやすい物品の所持、鉄鋸のついた靴の使用をさせないこと。

第3章 船 長

危険物積載車の積み卸し及び輸送中の船舶においては、船長は特に次の各項の注意又は義務を遂行すること。

- 第8条 危険物搭載車の積み卸しには、船長又はその職務代行者が常に立会って、特に安全に留意して、作業を行わせ、災害が起きないようにすること。
- 第9条 船長は本規程に記載してある、危険物の品名以外の危険物を積載した車両を当該船舶に搭載することを許可してはならない。
- 第10条 船長は危険物の輸送が終わるまで、火気の一切の使用を禁止すること。

第4章 積付方法

- 第11条 危険物積載車両の積み付は、危険物積載区画線内に安全かつ確実に定置すること。
- 第12条 運輸局の指示に基づき、その位置に搭載すること。
- 第13条 危険物以外の貨物車両とも、その間隔は前後左右に各1m以上離して積み付けること。

第5章 輸送中の措置

- 第14条 船舶の輸送中に於ては、期的に車止め、積載等を点検させ災害の発生を未然に防止すること。
- 第15条 船長は、人命、船舶又は他の貨物（車両）に対する危害を避けるため必要と認めるときは、搭載している危険物（又は積載車両）を廃棄することができる。

第6章 その他の注意禁止事項

- 第16条 危険物積載車両の積み付け場所及びその周辺では、必要な者の立入を禁止し当該車両に必要な場合は、運転者を乗船させておくこと。
- 第17条 搭載中の車両はすべての原動機を止め、制動機をかけ、車灯を消しておくこと。
- 第18条 積み付け場所その周辺で、車両、船体、属具その他の修理を禁止すること。
- 第19条 火気の禁止を徹底し、マッチ、ライター等火気を発しやすい物の所持を禁止し、喫煙や火気取扱禁止の表示を見易い場所に掲示すること。
- 第20条 船長は危険物を積載した自動車等の荷送人（又はその自動車の運転手）より積載貨物の報告を受け、その種類、性状等を適格に把握しておくこと。

第7章 混載の禁止

- 第21条 本規程別表に記載する危険物積載の混載及び同時航送を禁止する。

第8章 標 識

- 第22条 危険物積載車両を搭載した船舶には、赤旗をマストその他見易い場所に掲げておくこと。

第9章 運航時間

第23条 危険物積載車両船舶の運航は、日没より日の出までは行わない。

第10章 事故処理

第24条 運航中に万一事故となった場合は、船長もしくはその代行者は、乗客の安全を確保すると共に、事故を最小限度にとどめるよう最善の努力をすること。

第11章 事故報告

第25条 運航中に危険物により人命、船舶又は他の貨物に災害が発生した場合には発生後直ちに前条に従い報告すると共に、船員法第19条に基づく航行の報告を所轄の運輸局に届け出ること。